

公売公告兼見積価額の公告

公告番号 25

8 八税収二 第 25 号
令和 8 年 5 月 2 8 日

公告日 令和 8 年 5 月 2 8 日

八街市長
北村 新司

下記により差押財産の公売をします。
国税徴収法第 9 5 条、第 9 9 条及び第 1 0 7 条第 2 項の規定の例により公告します。

| | | |
|--|---|---|
| 1 | 公売財産の内容 | 別紙付表のとおり |
| 2 | 公売の方法 | 入札 |
| 3 | 公売参加申込期間 | 令和 8 年 5 月 2 9 日 午後 1 時 00 分 から 令和 8 年 6 月 1 5 日 午後 11 時 00 分 まで |
| 4 | 入札期間 | 令和 8 年 6 月 2 3 日 午後 1 時 00 分 から 令和 8 年 6 月 3 0 日 午後 1 時 00 分 まで |
| | 開札日時 | 令和 8 年 6 月 3 0 日 午後 2 時 00 分 開札場所： 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上 |
| | 公売場所 | 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上 |
| 5 | 売却決定日時 | 令和 8 年 7 月 2 1 日 午前 10 時 00 分 |
| | 売却決定場所 | 八街市市民部税務課収納対策室事務室 |
| 6 | 公売保証金及び見積額 | 別紙付表のとおり |
| 7 | 買受代金納付期限 | 令和 8 年 7 月 2 1 日 午後 2 時 30 分 |
| 8 | 買受人についての資格その他の要件 | 国税徴収法第 9 2 条及び第 1 0 8 条該当者を除く |
| | | |
| 備考 | 【注意事項】 | |
| | 1 本公売は、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム（以下、「公売システム」という。）を利用して行います。 | |
| | 2 公売システムによる方法等は、八街市インターネット公売ガイドラインによります。 | |
| | 3 見積価額に達した入札者がいない場合には、直ちに再度入札（または再度せり売）を実施することがあります。 | |
| | 4 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録税等）は買受人の負担となります。 | |
| | 5 買受代金を納付しないとき等は、公売保証金をおかえしすることができません。 | |
| | 6 買受人に継承される未納料金等の支払義務があります。 | |
| | 7 買受人が暴力団等に該当しないことの調査結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び代金納付期限が変更されることがあります。 | |
| | 8 公売通知書に記載されている滞納処分費は見積価額から算出しており、落札価額によっては変動することがあります。 | |
| | 9 八街市は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。公売財産の所有権移転後の問題解決は、すべて買受人の自己責任で行ってください。 | |
| | 10 買受人が公売財産にかかる買受代金を全額納付したときに、買受人に危険負担が移転します。 | |
| | 11 買受人は、買受代金の納付後に公売財産の返品および買受代金の返還を求められません。 | |
| | 12 公売財産が動産、自動車などである場合、八街市はその公売財産の引渡しを買受代金納付時の現況有姿で行います。 | |
| | 13 公売財産が不動産の場合、八街市は公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求めた場合や、敷地内の残留物、樹木、動産類等の処分、越境物の処理については、買受人の責務において行ってください。 | |
| | 14 滞納市税の完納が証明された場合など、公売を中止することがあります。 | |
| | 15 公売財産の面積等は公簿上によるものです。 | |
| | 16 本紙や公売システム掲載のものと現況が異なる場合は、現況を優先します。 | |
| | 17 下見会は実施しません。事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 | |
| | 18 事前に建築基準法上の道路への接道の有無や建築の可否、その他の公法上の制限や周辺環境等について、関係機関に確認したうえで了解しておいてください。 | |
| | 19 隣地との境界確定は、買受人と隣地所有者との間で行ってください。八街市は関与いたしません。 | |
| | 20 落札後は、登録免許税・不動産取得税・固定資産税等が別途課税されます。 | |
| 21 土壌汚染、アスベスト、地下埋没、地盤等の専門的な調査は行っていません。 | | |

配当を受ける者の権利の申出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を千葉県八街市役所に申し出てください。なお債権現在額申立書の用紙は千葉県八街市役所に用意してあります。

【お問い合わせ先】
千葉県八街市役所 税務課 収納対策室 収税第二班
289-1192
千葉県八街市八街ほ 3 5 番地 2 9
TEL 043-443-1115

公売公告付表

(公告用)

| | | | |
|---------|---|-----------|------------------------|
| 売却区分番号 | 八街不4 | 公売日時 | 令和8年6月23日 午後 1時 00分 から |
| | | | 令和8年6月30日 午後 1時 00分 まで |
| 見積価額 | 1,632,000円 | 公売保証金 | 170,000円 |
| | | 公売保証金納付期間 | 令和8年5月29日～令和8年6月15日 |
| 公売財産の表示 | <ul style="list-style-type: none"> ・土地 土地の表示 所在地 八街市八街字町並 地番 101番9 地目 宅地 地積 189.60㎡ ・土地 土地の表示 所在地 八街市八街字町並 地番 101番10 地目 宅地 地積 41.92㎡ <p style="text-align: center;">以下余白</p> | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・公売財産はJR総武本線「八街駅」から南東約650mに位置し、道路距離は約870mです。 ・公売財産はバス停「踏切際(ちばフラワーバス)」から道路距離約130mに位置します。 ・対象土地の用途地域：非線引都市計画区域 道路境界線から25mまでは近隣商業地域(建蔽率80% 容積率200%) 道路境界線から25mを超える部分は第一種住居地域(建蔽率60% 容積率200%) 2つの用途地域にまたがるため、建蔽率及び容積率は敷地面積の加重平均になります。 ・対象土地2北側の道路：県道(八街三里塚線)(建築基準法42条1項1号道路 幅員約8.8m) ・対象土地1は幅約18.4m、奥行約9mの長方形の土地で、北側約8mが幅3mで対象土地2とつながる旗竿地です。 対象土地2は幅約3m、奥行約14mで対象土地1の進入路となっています。 ・対象土地2の一部は、近隣住民が無許可で畑として使用しています。 ・上水道について、どの土地を経由して入っているかは不明です。 隣地(八街市八街字町並101番1,2)に地役権はありません。 | | |
| 公売条件等 | | | |

| | | | |
|---------|---|-----------|------------------------|
| 売却区分番号 | 八街不5 | 公売日時 | 令和8年6月23日 午後 1時 00分 から |
| | | | 令和8年6月30日 午後 1時 00分 まで |
| 見積価額 | 1,230,000円 | 公売保証金 | 130,000円 |
| | | 公売保証金納付期間 | 令和8年5月29日～令和8年6月15日 |
| 公売財産の表示 | <p>・土地 土地の表示 不動産番号 0401000407122 所在地 八街市吉倉字新田 地番 207番17 地目 宅地 地積 183.65㎡</p> <p style="text-align: center;">以下余白</p> | | |
| | <p>公売条件等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公売財産は登記簿の表示によります。 ・公売財産はJR総武本線「八街駅」の南約5kmに位置し、道路距離は約6kmです。 ・公売財産はバス停「ガーデンタウン入口」(ふれあいバス)から道路距離約750mに位置します。 ・対象土地の用途地域： 非線引都市計画区域 無指定(建ぺい率60% 容積率200%) 建築基準法第22条、23条による高さ制限と屋根・外壁制限あり ・対象土地は間口約11.9m、奥行約15.5mの宅地造成されたほぼ整形の更地です。 ・対象土地は雑草が繁茂しています。 ・対象土地北東側の道路：市道(建築基準法第42条第1項第1号道路 幅員約6m) ・対象土地において温泉施設を利用する場合は、温泉施設維持管理費、施設負担金等について温泉供給業者(京葉住宅(株)TEL043-443-2106)に確認してください。 なお、温泉の利用についてはボイラー等による加熱が必要です。 温泉施設維持管理費について、1区画あたり毎月4,500円と確認しています。 (令和4年6月10日付) ・上下水道管理費、使用水道料金等詳細については、「みどりヶ丘共用施設管理組合」に確認してください。 | | |

| | | | |
|---------------------------------|--|-----------|------------------------|
| 売却区分番号 | 八街不6 | 公売日時 | 令和8年6月23日 午後 1時 00分 から |
| | | | 令和8年6月30日 午後 1時 00分 まで |
| 見積価額 | 840,000円 | 公売保証金 | 90,000円 |
| | | 公売保証金納付期間 | 令和8年5月29日～令和8年6月15日 |
| 公 売 財 産 の 表 示 | ・土地 | 土地の表示 | |
| | | 所 在 地 | 八街市滝台字滝台 |
| | | 地 番 | 5 2 6 番 1 7 |
| | | 地 目 | 宅地 |
| | | 地 積 | 94.04㎡ |
| | ・建物 | 主たる建物の表示 | |
| | | 所 在 地 | 八街市滝台字滝台5 2 6 番地 1 7 |
| | | 家屋番号 | 5 2 6 番 1 7 |
| | | 種 類 | 居宅 |
| | | 構 造 | 木造瓦葺平家建 |
| | | 床 面 積 | 1階49.68㎡ |
| | ・土地 | 土地の表示 | |
| | | 不動産番号 | 0401000325424 |
| | | 所 在 地 | 八街市滝台字滝台 |
| | | 地 番 | 4 4 6 番 2 1 |
| | | 地 目 | 山林 |
| | | 地 積 | 21㎡ |
| | | 以下余白 | |
| 公 売 条 件 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・公売財産は登記簿の表示によります。 ・公売財産はJR総武本線「八街駅」から道路距離約8kmに位置し、また、圏央道「東金IC」から道路距離約2.5kmに位置しています。 ・対象土地の用途地域は、非線引都市計画区域 無指定（建ぺい率60%・容積率200%）です。 ・対象土地の前面道路は、建築基準法上の道路（第42条第1項第1号道路・位置指定道路）であり、道路持分はありません。 また、道路は砂利道で荒れており、車種により通行が困難な場合があります。 ・対象建物は、平成10年4月7日新築の木造瓦葺平家建です。 また、令和4年頃以降、空き家となっています。 ・対象建物の維持管理の状態は不良で、建物内には、家具や家電、衣類等が放置されています。また、建物内に、黄色の液体と茶色い沈殿物が入ったペットボトル約500～700本が整然と床に並べられ、カビ臭がします。 ・対象土地には木や雑草が繁茂しており、また隣接の空き地にも木や雑草が繁茂しており、建物本体や家の出入り口に覆いかぶさっています。 ・井戸、浄化槽、プロパンガスの有無は不明です。 ・公売に参加される方は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 また、建築基準法上の道路への接道の有無や再建築、増築等の可否、その他公法上の制限や周辺環境等については、事前に関係機関に確認したうえで了解しておいてください。 なお、土地の境界は買受人が隣接地所有者と確認してください。 | | |